

滋賀県旅行商品化提携事業助成要綱

(趣旨)

第1条 公益社団法人びわこビジターズビューロー会長（以下「会長」という。）は、観光客のニーズが多様化しているなかで、滋賀県を旅行目的地とする旅行商品の作成を旅行エージェントに依頼し、滋賀県への誘客を促進するとともに、湖国滋賀のイメージアップを図るため、当該旅行商品の販売促進を目的とするパンフレットや電子媒体作成等を実施した場合、助成を行う。

(助成対象事業者)

第2条 助成対象事業者は、日本国内において旅行業法に基づく第一種、第二種の旅行業、および場貸しモデル宿泊予約サイトを営む事業者（以下、総称して「旅行者」という。）とする。

(助成対象経費)

第3条

1. 旅行パンフレットおよび電子媒体作成等に対する助成

助成対象となる経費は、別表1に基づいて、旅行者が滋賀県への誘客を促進する旅行商品の販売促進のために制作したパンフレットやウェブサイト販売ページ等の広告宣伝経費とする。

(1) 旅行パンフレットや旅行商品を販売するためのウェブサイト販売ページの作成（必須）

滋賀県の観光地、観光マップ等を織り込んだもの

(2) (1)にかかる旅行商品の新聞・雑誌、観光関連ポータルサイト等への広告掲載

2. 組織会員向けの旅行商品情報誌作成等に対する助成

助成対象となる経費は、別表2に基づいて、旅行者が滋賀県への誘客を促進する旅行商品の販売促進のために作成した組織会員向けの旅行商品情報誌(旅行カタログ)やウェブサイト販売ページ、各種媒体への広告宣伝経費および旅行商品造成のために観光ニーズの把握などの調査に必要な経費とする。

(1) 組織会員向けの旅行商品情報誌(旅行カタログ)やウェブサイト販売ページの作成

滋賀県の観光地、観光マップ等を織り込んだもの

(2) (1)にかかる旅行商品の新聞・雑誌等、観光関連ポータルサイト等への広告の掲載

(3) 旅行商品造成のために観光ニーズの把握などの調査に必要な経費

(助成額および助成限度額)

第4条 助成額は、予算の範囲内で助成対象経費の1/2以内とし、助成限度額は毎年度会長が定める。

(助成申請等)

第5条 助成を希望する旅行者は、別に定める期限までに滋賀県旅行商品化提携事業助成申請書(様式1)を、会長に提出するものとする。

会長は、助成申請書の提出があったときは、その内容を第三者を含め審査の上、速やかに助成事業として採択の可否および助成金額を決定するものとする。

(実績報告等)

第6条 助成を受ける旅行業者は、滋賀県旅行商品化提携事業実績報告書(様式2)および関係書類としてパンフレットやウェブサイトハードコピー等(5部)を添付し、事業完了後30日以内または助成を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のうちいずれか早い日までに、会長に提出するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、滋賀県が定める滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号)の規定を準用する。

付則 この要綱は、平成15年6月16日から施行し、平成15年度分の助成金から適用する。

付則 この要綱の改正は、平成17年11月1日から施行し、平成17年度の助成金から適用する。

付則 この要綱の改正は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の助成金から適用する。

別 表 1

実 施 期 間	旅行商品の助成対象となる期間は、当該年度の4月1日から翌年の3月31日までとする。	
規 格 等	仕 様	<p>①旅行商品のパンフレットやウェブサイト販売ページを作成するものとする。（当該旅行商品の新聞・雑誌、観光関連ポータルサイト等への広告宣伝を含む）</p> <p>②旅行商品名には滋賀県に関連する名称を使用するものとする。</p> <p>③旅行商品のパンフレットのサイズはA4とし、カラー版4頁以上の滋賀県に関連する事項を記載した頁を含むものとする。</p> <p>④パンフレットの作成部数は30万部以上とする。</p> <p>⑤パンフレットは各支店、提携販売店、代理店等に配布されること。</p>
	構成要素	<p>（次の全ての要素を含んでいること）</p> <p>①滋賀の魅力を満喫できる日帰りまたは宿泊プラン</p> <p>②滋賀県の観光地が3箇所以上紹介されていること</p> <p>③②の観光地を含む観光マップ</p> <p>④滋賀の観光キャンペーンロゴマークを使用すること</p>
助 成 対 象 経 費	<p>①旅行商品のパンフレット、ウェブサイト販売ページの作成費用等。ただし、旅行商品に他府県の旅行商品を含む場合は、滋賀県に関連する事項を記載した頁分にかかる作成費用のみを助成対象とする。</p> <p>②当該旅行商品の新聞・雑誌、観光関連ポータルサイト等への広告宣伝費用</p>	

別 表 2

実 施 期 間	旅行商品の助成対象となる期間は当該年度の4月1日から翌年の3月31日までに作成された組織会員向けの旅行商品情報誌（旅行カタログ）、ウェブサイト販売ページとする。	
規 格 等	仕 様	<p>①組織会員向けの旅行商品情報誌やウェブサイト販売ページを作成するものとする。（当該旅行商品の新聞・雑誌、観光関連ポータルサイト等への広告宣伝を含む）</p> <p>②旅行商品名には滋賀県に関連する名称を使用するものとする。</p> <p>③旅行商品情報誌には、1頁以上の滋賀県に関連する記事を掲載するとともに、滋賀県への旅行商品を掲載し、記事と併せて2頁以上の掲載を行う。</p> <p>④作成部数は30万部以上とする。</p> <p>⑤旅行商品情報誌は組織会員に配布されること。</p>
	構成要素	<p>（次の全ての要素を含んでいること）</p> <p>①滋賀の魅力を満喫できる日帰りまたは宿泊プラン</p> <p>②滋賀県の観光地が3箇所以上紹介されていること</p> <p>③②の観光地を含む観光マップ</p> <p>④滋賀の観光キャンペーンロゴマークを使用すること</p>
助 成 対 象 経 費	<p>①組織会員向けの旅行商品情報誌やウェブサイト販売ページの作成費用。ただし、旅行商品に他府県の旅行商品を含む場合は、滋賀県に関連する事項を記載した頁分にかかる作成費用のみを助成対象とする。</p> <p>②当該旅行商品の新聞・雑誌、観光関連ポータルサイト等への広告宣伝費用</p> <p>③旅行商品造成のために観光ニーズの把握などの調査に必要な経費</p>	
そ の 他	商品の企画段階でびわこビズターズビューローと協議すること。	

(様式1)

旅行商品化提携事業助成申請書

平成 年 月 日

公益社団法人びわこビジターズビューロー会長 殿

所在地
社名
代表者名
電話番号

印

平成26年度における、旅行商品化提携事業について金 円を助成されるよう「旅行商品化提携事業」助成要綱に基づき関係書類を添えて申請します。

※関係書類 申請概要書

(パンフレット作成等に対する助成の場合)

申請概要書

パンフレット名	
使用期間	
作成部数	(助成対象期間中に作成される予定の部数を記入のこと)
配布範囲	
パンフレット内容 ・構成 (頁割付表添付)	
広告宣伝の内容 (実施する場合)	
必要経費及び内訳 (根拠となる資料 を添付)	合計 円
摘要	

(組織会員向けの旅行商品情報誌作成等に対する助成の場合)

申請概要書

旅行商品情報誌名	
使用期間	
作成部数	(助成対象期間中に作成される予定の部数を記入のこと)
配布範囲	
情報誌内容 ・構成 (頁割付表添付) ※催行予定日と募集予定人員を必ず記載すること	
広告宣伝の内容 (実施する場合)	
必要経費及び内訳 (根拠となる資料を添付)	
	合計 円
摘要	

(ウェブサイト販売ページ作成等に対する助成の場合)

申請概要書

販売ページを作成するウェブサイト名	
作成する販売ページ数	
サイトトップページのPV数	
サイトの会員数	
販売ページの内容 ・構成 (頁割付表添付)	
広告宣伝の内容 (実施する場合)	
必要経費及び内訳 (根拠となる資料を添付)	
	合計 円
摘 要	

(様式2)

旅行商品化提携事業実績報告書

平成 年 月 日

公益社団法人びわこビジターズビューロー会長 殿

所在地

社名

代表者名

電話番号

印

平成 年 月 日付けびわこ第 号で助成決定のあった標記助成事業について、旅行商品化提携事業助成要綱の規定により関係書類を添えてその実績を報告します。

※関係書類 事業実績書

(パンフレット作成等に対する助成の場合)

事業実績報告書

パンフレット名	
使用期間	
作成部数	(助成対象期間中に作成した部数を記入のこと)
配布範囲	
必要経費及び内訳 (根拠となる資料を添付)	
	合計 円
送客実績 (月別・地区別)	
摘要	

* 観光ニーズの把握などの調査を行った場合は、報告書を添付すること。

(組織会員向けの旅行商品情報誌作成等に対する助成の場合)

事業実績報告書

旅行商品情報誌名	
使用期間	
作成部数	(助成対象期間中に作成した部数を記入のこと)
配布範囲	
必要経費及び内訳 (根拠となる資料を添付)	
	合計 円
送客実績 (月別・ツアー別)	
摘要	

* 観光ニーズの把握などの調査を行った場合は、報告書を添付すること。

(ウェブサイト販売ページ作成等に対する助成の場合)

事業実績報告書

ウェブサイト名	
当該ページの閲覧期間	
当該商品の累計閲覧(PV)数	
必要経費及び内訳 (根拠となる資料を添付)	
	合計 円
送客実績 (月別・商品別)	
摘要	

*観光ニーズの把握などの調査を行った場合は、報告書を添付すること。

平成 年 月 日

公益社団法人びわこビジターズビューロー会長 殿

所在地
社名
代表者名
電話番号

印

旅行商品化提携事業交付請求書（前金払・概算払）

金 円也

平成 年 月 日付けびわこ第 号で助成決定のあった標記助成事業について、旅行商品化提携事業助成要綱の規定により上記の金額を請求します。

記

振込先	銀行	支店
預金種類	1 普通	2 当座
口座番号	No.	
口座名義人		